

藤枝市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

藤枝市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和62年藤枝市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項を次のように改める。

2 感染症防疫作業手当は、次に掲げる場合に支給する。

(1) 職員が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に定める感染症のうち一類感染症及び二類感染症並びにこれらに相当するものとして規則で定める感染症が発生し、又は発生するおそれのある場合において、感染症の病原体を有する者若しくはその疑いのある者の予防、救治又は感染症の病原体の付着した物件若しくはその疑いのある物件を処理する作業に従事したとき。

(2) 職員が新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。以下同じ。）から市民等の生命及び健康を保護するために、新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いがある者（以下「患者等」という。）に接して行う作業及びこれらの者が使用した物件の処理作業のほか市長が必要と認める作業に従事したとき。

第3条中第3項を削り、第4項を第3項とする。

別表中

「

保健衛生業務に従事する職員の特殊勤務手当	感染症防疫作業手当		患者1戸につき 1,000円
	防疫等作業手当	第3条第4項第1号の作業	作業に従事した日1日につき 380円 ただし、著しく危険であると規則で認める作業に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額
		第3条第4項第2号の作業	作業に従事した日1日につき 290円

」

を

「

保健衛生業務に従事する職員の特殊勤務手当	感染症防疫作業手当	第3条第2項第1号の作業	患家1戸につき 1,000円
		第3条第2項第2号の作業	作業に従事した日1日につき 3,000円 ただし、患者等の体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業のほか市長が必要と認める作業に従事した場合にあっては、当該額に1,000円を加算した額
	防疫等作業手当	第3条第3項第1号の作業	作業に従事した日1日につき 380円 ただし、著しく危険であると規則で認める作業に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額
		第3条第3項第2号の作業	作業に従事した日1日につき 290円

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の藤枝市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和2年4月7日から適用する。